

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
パキスタン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手順の流れ

パキスタン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続、在留資格変更許可手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、パキスタン側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

●パキスタンから新たに受け入れる場合

パキスタン国籍の方をパキスタンから新たに特定技能外国人として受け入れるためには以下の2つのパターンがあります。なお、パキスタン側の手続の詳細については、末尾に記載している駐日パキスタン大使館の連絡先にお問い合わせください。

1 直接採用パターン

(1) 駐日パキスタン大使館の承認手続【パキスタン側の手続】

受入機関は、パキスタン国籍の方をパキスタンから新たに特定技能外国人として受け入れたい場合、まず、パキスタン移住者・海外雇用局（B E & O E）が管理するポータルに登録するための求人情報及び受入機関に係る情報を駐日パキスタン大使館（地域福祉参事官（Community Welfare Attaché））に提出し、承認を受ける必要があるとのことです。

駐日パキスタン大使館の承認後、受入機関から提出された求人情報及び受入機関に係る情報は、B E & O E のポータルに登録され、パキスタンの求職者に公表されるとのことです。

なお、駐日パキスタン大使館の承認後、受入機関に対し駐日パキスタン大使館からメールにてその旨の連絡があり、同手続については、2日間程度要するとのことです。

また、受入機関は、B E & O E のポータルに一度登録すれば、その後は、求人情報のみ駐日パキスタン大使館に提出すればよいとのことです。

（B E & O E が管理するポータルのURLについて）

雇用者（受入機関）に関する情報について

<https://beoe.gov.pk/foreignemployer/register>

求人情報に関する情報について

<http://www.beoe.gov.pk/foreign-jobs>

(2) 雇用契約の締結

受入機関が上記1（1）で登録した求人情報にパキスタン国籍の方から求職があった場合など、受入機関と求職者双方の意思が確認されれば、特定技能に係る雇用契約を締結することとなります。

2 認定送出機関（Overseas Employment Promoters（O E P s））利用パターン

(1) 送出機関について

B E & O E から認定を受けた現地の送出機関（Overseas Employment Promoters（O E P s））を通じて求人をすることも可能です。

なお、B E & O E から認定を受けた送出機関の名称、連絡先等は、以下のURLをご参照ください。

（B E & O E のURL） <https://beoe.gov.pk/list-of-oeps?show=active>

(2) 駐日パキスタン大使館の承認手続【パキスタン側の手続】

受入機関は、パキスタン国籍の方をパキスタンから新たに特定技能外国人として受け入れたい場合、まず、求人情報のほか、受入機関及び提携している認定送出機関に係る情報を駐日パキスタン大使館（地域福祉参事官）に提出し、承認を受ける必要があるとのことです。

駐日パキスタン大使館とBE&OEによる受入機関の検証及び確認が行われると、BE&OEから認定送出機関に対し、許可がなされるとのことです。

なお、駐日パキスタン大使館の承認後、受入機関に対し駐日パキスタン大使館からメールにてその旨の連絡があり、同手続については、2日間程度要するとのことです。

(3) 雇用契約の締結

上記2(2)で、BE&OEから認定送出機関に対し許可がなされると、日本国内の支部が職業紹介事業者の許可を得ている認定送出機関又はパキスタンを取扱地域とする日本の職業紹介事業者が、パキスタン国内で求職者を募り、その情報を受入機関に提供(※)し、受入機関は、採用予定のパキスタン国籍の方との間で、特定技能に係る雇用契約を締結することになります。

※求職者の人選を行う行為はあっせんにあたるため、仮にこのような行為を行うには日本国内の職業紹介事業者の許可を得る必要があります。

これ以降の手続については、直接採用パターン及び認定送出機関利用パターン共通の手続となります。

3 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

雇用契約締結後、受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

4 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定のパキスタン国籍の方は、上記3で郵送した在留資格認定証明書を在パキスタン日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うことになります。

5 BE&OEの移民保護事務所における登録【パキスタン側の手続】

パキスタンの制度上、特定技能外国人として来日予定のパキスタン国籍の方は、BE&OEの移民保護事務所（Protectorate of Emigrants Office）に必要書類を提出して外国で労働するための登録を行う必要があるとのことです。

登録方法については、以下のURLを御参照ください。

(BE&OEの「Emigrant's Protection」のURL)

<https://beoe.gov.pk/how-to-get-emigrants-protection>

6 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったパキスタン国籍の方は、日本到着時の上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

●日本に在留する方を受け入れる場合の手続

1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するパキスタン国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

2 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるパキスタン国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、手続は完了です。

※ 在留資格変更が許可された後、パキスタン国籍の方が「特定技能」の在留資格を保有したまま再入国許可（みなし再入国許可を含む。）制度を利用してパキスタンに一時帰国した際に、B E & O E の移民保護事務所に必要書類を提出して外国で労働するための登録を行う必要があるとのことです。

○ パキスタン側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

- ・ 駐日パキスタン大使館（地域福祉参事官（Community Welfare Attaché））

〔所在地〕東京都港区南麻布 4－6－1 7 〔電話番号〕03-5421-7741

〔メールアドレス〕tokyo.cwa@ophrd.gov.pk

tokyocwa@gmail.com